

成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した
特定健診受診勧奨モデル事業業務委託契約に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要等

(1) 委託業務名称

成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した特定健診受診勧奨モデル事業業務委託

(2) 委託期間

ア 成果連動分：契約締結日から令和12年3月31日まで

イ 固定分：契約締結日から令和11年3月31日まで

(3) 発注者

ア 成果連動分：静岡県

イ 固定分：伊東市、裾野市、富士市、磐田市、東伊豆町及び吉田町

(4) 業務委託費

110,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、契約限度額には、成果の如何に関わらず支払いが行われる固定分と、成果に連動して支払いが行われる成果連動分が含まれている。委託料の詳細は、成果水準書の「12.支払方法と支払（上限）額」を参照。

(5) 業務内容

別添「成果水準書」のとおり

2 事務局（担当部署及び問合せ先）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部健康局健康政策課

電話 054-221-2404

FAX 054-221-3291

メールアドレス kenkouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

3 参加資格要件

応募者は次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
ウ 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)
が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 静岡県、伊東市、裾野市、富士市、磐田市、東伊豆町及び吉田町から入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

(6) 静岡県競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(7) 国又は地方公共団体において、特定健診・特定保健指導に関する業務又はPFSを用いた業務の受注実績を有していること。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

予定日	内容
令和 8 年 2 月 13 日	プロポーザル実施内容の公開
2 月 20 日	提案書作成に係る質問締切 (午後 5 時まで)
2 月 24 日	参加表明書等提出締切 (午後 5 時まで)
2 月 26 日	審査対象者選定結果通知
2 月 27 日	質問回答期限
3 月 6 日	提案書等提出締切 (午後 5 時まで)
3 月 19 日	プレゼンテーション・ヒアリング
3 月 23 日	審査結果通知
3 月 24 日	業務内容等に関する協議
4 月 上旬	業務委託契約書の締結

※審査等の状況により変更する場合がある。

5 プロポーザルの手続等

(1) 参加の表明

項目	内 容
受付期間	令和8年2月13日（金）から2月24日（火）午後5時まで
提出先	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書兼誓約書（様式1） ・会社等概要書（様式2） ・業務実績書（様式3）
提出方法	電子メールによりPDF形式で提出
留意事項	提出後、その旨を電話で連絡すること
審査対象者の選定	<p>ア 参加を表明した者が5者を超えた場合は、県が業務実績に基づき、以下の基準により上位5者程度を審査対象者として選定することがある</p> <p>【選定基準】</p> <p>以下①から③の順に順位付け（①、②は有が上位、③は数が多いほど上位）</p> <p>①令和5～7年度における国又は地方公共団体の特定健診受診勧奨業務受注実績の有無</p> <p>②令和5～7年度における国又は地方公共団体におけるPFSを用いた業務受注実績の有無</p> <p>③令和5～7年度における国又は地方公共団体における特定健診受診勧奨業務受注実績の数</p> <p>イ 審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和8年2月26日（木）までに通知する</p> <p>ウ 選定されなかったもの（以下、非選定者という）に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和8年2月26日（木）までに通知する</p> <p>エ 非選定者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる</p> <p>オ 上記エの説明を求める場合には、令和8年3月5日（木）午後5時までに、書面（様式自由）を提出先へ電子メールにより送付すること</p> <p>カ 上記オで説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和8年3月6日（金）までに回答すること</p>
参加辞退	令和8年3月6日（金）午後5時までに「参加辞退届（様式4）」を提出先へ電子メールにてPDF形式で提出すること

(2) 質問書の提出

項目	内 容
受付期間	令和8年2月13日（金）から2月20日（金）午後5時まで
提出先	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	質問書（様式5）
提出方法	電子メールによりPDF形式で提出
回答方法	質問者に対して電子メール等により行うほか、県ホームページにて回答を公開する
留意事項	提出後、その旨を電話で連絡すること

(3) 提案書等の提出

項目	内 容
受付期間	令和8年2月13日（金）から3月6日（金）午後5時まで
提出先	上記「2 事務局」と同じ
提出書類	別紙1のとおり
提出方法	電子メールによりPDF形式で提出
留意事項	提出後、その旨を電話で連絡すること

6 評価方法等

(1) 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した特定健診受診勧奨モデル事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下、選定委員会という）が行う。

提案者の評価に当たっては、評価項目（別紙2）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プrezentation及びヒアリング

ア 開催日

令和8年3月19日（木）（予定）

イ 開催場所

オンラインで実施予定

ウ 提案時間

25分（説明時間：15分 質疑応答：10分）

エ 注意事項

- ① 開催日時、ミーティングURL及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ② プrezentation参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ③ 参加人数は3名までとすること。
- ④ プrezentation当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合、評価対象としない。

(3) 契約予定者の特定

プレゼンテーション及びヒアリングを実施して選定委員会委員が提案書を評価し、参加者の順位付けをした上で、各委員から最も多くの1位評価を得た者を契約予定者として特定する。ただし、最も多くの1位評価を得た者が複数の場合、その中で最も評価点が高い者を契約予定者として特定することとし、また、評価結果が同点の場合、くじ引きにより契約予定者を特定する。なお、提案書を提出した応募者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その者を契約予定者として特定する。ただし、いずれの場合も評価点の合計が満点の50%に満たない者は、契約予定者として特定しない。

(4) 審査結果通知及び公表

令和8年3月23日（月）までにプレゼンテーション及びヒアリングの参加者へ審査結果を通知するとともに、県のホームページにて契約予定者の名称を公表する。

(5) 契約に係る協議

- ア 特定した契約交渉の相手方と県・市町とが協議し、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。
- イ 成果連動分については県と、固定分については6市町それぞれと個別に契約することとし、固定分の契約については、必要となる仕様書等の作成に当たり必要となる情報を、発注者の市町に提供すること。
- ウ 委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元である県及び市町に帰属するものとする。

7 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 募集要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルに関して審査委員との接触があった者の提案。
- (7) その他不正な行為があったと認められるもの。

8 その他

- (1) プロポーザルに関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。なお、県は、応募者の許可なく、本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 県が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (5) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ静岡県が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 上記「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合には、参加資格を失う。また、提出された提案書等は無効とする。
- (8) 委託業務における内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (9) 審査結果等に対する不服は一切受け付けない。

9 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出

- (1) 電子契約の利用を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式6）をメールで上記「2 事務局」に提出すること。
- (2) ただし、過去にデジタル戦略課に対して電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出している場合であって、その記載内容に変更がない場合は、電子契約の利用を希望する旨をメールで申し出れば足りるものとし、電子契約同意書兼メールアドレス確認書の再提出は求めない。

項目	内容
受付期間	令和8年2月13日（金）から3月6日（金）午後5時まで
留意事項	利用する電子契約サービスは、GMOサインとする

別紙1 提出資料

1 企画提案書（任意様式）

- (1) 企画提案書には、業務目的を理解した上で、本業務を実施するための実施体制や各提案の具体的な手法等を記載すること
- (2) 様式は原則としてA4版横、上とじ、文書は横書きとし、可能な限り12ポイント以上のフォントで作成すること。カラー・白黒は問わない
- (3) 表紙や裏表紙、目次を付け、表紙や裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること
- (4) 企画提案書は次の構成に基づく章立てとし、各項目に対応するページに項目の番号を記載すること

項目		内容
1	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施する者すべてについて、各者の関連業務実績と担当する役割分担を記載すること・情報の収集・管理・保護の体制を記載すること
2	企画提案	
2	現状把握	<ul style="list-style-type: none">・県及び発注者市町における特定健診受診勧奨の地域特性や受診者傾向を踏まえた課題分析に関すること・若年層の行動特性や受診者傾向を踏まえた課題分析に関すること
3	妥当性・有効性	<ul style="list-style-type: none">・現状把握を踏まえた具体的な勧奨方法に関すること・若年層の受診率向上の勧奨方法に関すること・勧奨方法の有効性の根拠となる実績、定量的データに関すること
4	新規性・創意工夫	<ul style="list-style-type: none">・受診勧奨対象者及び勧奨方法の選定に係る提案者独自の視点や分析手法に関すること
5	発展性・波及性	<ul style="list-style-type: none">・特定健診受診率向上以外で、県民の健康行動の変容等期待される効果に関すること・SIB導入可能性に関すること
6	業務実施計画	<ul style="list-style-type: none">・スケジュールは表形式で作成し、成果水準書及び提案内容の業務ごとにその工程を分かりやすく明示すること

2 経費見積書（任意様式）

- (1) 見積は、業務内容及び提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。
- (2) 積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。
- (3) 要領1(4)のうち、固定分の金額（75,000,000円（3か年））の範囲内で作成すること。なお、固定分は必要最低限かかる経費項目（例：データ加工費や報告書作成費、印刷費、郵送費等）のみとする。

※事業者の創意工夫によって異なる介入内容となるような経費項目（例：データ分析費、企画費、運営費等）は成果連動分に割り当てられる。

別紙2 評価基準

成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した特定健診受診勧奨モデル事業評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、選定委員会構成員の評価点の合計により算出する。

審査項目	審査基準	配点	
実施体制・業務遂行能力	業務実行体制・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切かつ確実に実施できる組織体制、人員配置となっているか。 ・同種・類似業務の実績を有しているか。 	10点
	情報管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報収集、情報管理の手法が示されているか。 ・危機管理、個人情報の保護の体制が整っているか。 	10点
企画提案内容	現状把握	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の特定健診受診勧奨の課題について地域特性や受診者傾向等を踏まえて適切に整理されているか。 ・若年層の特定健診受診勧奨の課題について、若年層の行動特性や受診者傾向を踏まえて適切に整理されているか ・本事業への参画市町における特定健診受診勧奨の課題について、地域特性、受診傾向等を踏まえて適切に整理されているか。 	15点
	妥当性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容が、本事業に参画市町の地域特性や受診者傾向等を踏まえた勧奨方法が提案されているか。 ・特定健診の受診勧奨の具体的な手法が提示されているか。 ・提案された受診勧奨の手法が高い成果を生み出す根拠となる実績、定量的なデータがあるか。 ・若年層の受診率向上に資する効果的かつ実行可能性のある勧奨方法が提案されているか。 	25点
	新規性・創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨対象者の選定にあたり、自社独自の視点や分析手法を活用した具体的な提案がなされているか。 ・勧奨方法の選定にあたり、これまでの経験や知見を活かし、自社独自の視点が含まれた提案となっているか。 	20点
	発展性・波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診率以外で、県民の健康行動の変容等期待される効果があるか。 ・SIB導入可能性（資金調達の実行可能性、導入プロセス等）に関する検討にあたり、必要な知識を有し、適切な視点から検討を進める提案となっているか。 	5点
	事業費額の適切さ	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか。 	10点
業務実施計画	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・委託期間内に実施できるスケジュールが設定されているか。 ・事業推進にあたり定期的な県及び市町への報告や報告会を、スケジュールに組み込んでいるか。 	5点
計		100点	

【配点】

※配点が10点（15点・20点・25点）の項目は評価点を2倍（3倍・4倍・5倍）に換算する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）